

屋外広告物の種類と許可権者

広告物等の表示等をしようとする場所が多摩地域の市町村の場合、広告物の種類によって下記の表のとおり許可権者が異なります。同じ場所にある広告物等でも、それぞれに申請書を分けて屋外広告物取扱窓口へ提出してください。

八王子市については、中核市への移行により、全て八王子市長が許可を行います。町田市については、令和6年10月1日から、景観行政団体として独自の条例を施行したため、全て町田市長が許可を行います。

許可権者		市長（八王子市長、町田市長を除く。） 瑞穂町長（町、村については下欄※）	多摩建築指導事務所長
広告物の種類			
広 告 板	屋 上 地 上	×	○
	壁 面	表示面積 20 ㎡以下のもの	表示面積 20 ㎡を超えるもの
	突 出	① 1面の表示面積が 10 ㎡以下のもの	① 1面の表示面積が 10 ㎡を超えるもの
		② 3面以上は総面積 20 ㎡以下のもの	② 3面以上は総面積 20 ㎡を超えるもの
プロジェクションマッピング		×	○
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ 2 m 以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ 2 m を超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、広告 旗、はり紙、はり札等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○
屋外広告物表示・設置 届の受理		×	○

- ※ 西多摩郡の町村（瑞穂町を除く。）については、多摩建築指導事務所長が許可します。
 - ※※ 日の出町、奥多摩町、檜原村及び複数の市域にかかる申請（車体利用広告等）は多摩建築指導事務所の窓口
 - ※※※ 標識利用広告とは、消火栓標識やバス停標識等を利用した広告物です。
- 注： 複数の広告物を申請される場合で、市町長許可分と多摩建築指導事務所長許可分とがある場合（例えば壁面広告板と地上設置広告板）は、それぞれに申請書の提出・手数料の納付が必要です。